

# 健康を支える快適な住まいを目指して

## 飲料水の水質管理



住居に毎日供給され、居住者が飲料水として使用する水は、長期に継続して摂取することから、万一その水質に異常があった場合は、居住者の健康を損なう恐れがあります。公共水道から、受水槽を経由せず直接給水される飲料水以外は、それぞれの建物の所有者・管理者が責任を持って管理をしなければなりません。

住居に毎日供給され、居住者が飲料水として使用する水は、長期に継続して摂取することから、万一その水質に異常があった場合、居住者の健康を損なう恐れがあります。公共水道から、受水槽を経由せずに直接給水される飲料水以外は、それぞれの建物の所有者・管理者が責任をもって管理を行いましょう。

## 貯水槽の管理

公共水道から飲料水の供給を受ける受水槽を設置している場合、受水槽の有効容量が5トン、10トンを超える施設は、それぞれ次の法律により維持管理することが義務付けられています。

●貯水槽の有効容量が下記の表の施設に該当する場合には保健所への届け出が必要になります。

受水槽の有効容量が10トンを超える施設	水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道として、保健所に届出が必要になり、法律に基づく貯水槽の清掃や保守点検を実施しなければなりません。
受水槽の有効容量が5トンを越え10トン以下の施設	いわき市給水施設等条例第2条第6号に規定する準簡易専用水道として保健所に届出が必要になり、条例に基づく貯水槽の清掃や保守点検を実施しなければなりません。

●貯水槽の有効容量が5トン以下の小規模な受水槽を設置している場合は、届出の必要はありませんが、少なくとも次の維持管理を実施し、衛生的な管理を行いましょう。

受水槽および高置水槽の清掃は、少なくとも年1回以上行いましょう。見た目にはきれいでも、毎日使用していれば貯水槽は少しずつ汚れてきます。

ちゃんと点検してよー！

ちゃんと清掃してるのかしら？

OK!

OK!

OK!

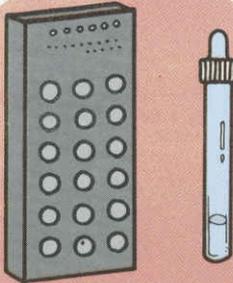
施設の点検は月1回行いましょう。

主な内容は…

- 水槽周辺の整理整頓
- 水槽の亀裂、破裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管・通気管の防虫網の状態
- 水槽内部の汚れ等の点検

管理者は、水道水を毎日コップにとり、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認しましょう。

残留塩素は  
0.1ppm以上



(残留塩素測定器)



色・臭い・濁り・味  
今日もOK!

水道水には、細菌の繁殖を防止するために消毒薬として塩素剤が使用されていますが、汚水の混入や時間の経過により塩素が消失するので、週に1度は給水栓で残留塩素が0.1ppm以上の濃度で検出されているか確認しましょう。残留塩素は、測定器があれば誰でも簡単に測定できます。

水質検査は、保健所や水質検査機関で実施できますので定期的に行いましょう。

## 浄水器の管理

浄水器とは、水道水中の溶存物質等を減らすために使用する水処理工具で、ろ材として活性炭や中空糸膜を使用しています。浄水器も管理を怠れば細菌汚染の原因となるので注意しましょう。

朝一番の使い始めや、数日間家を留守にした場合などは、浄水器内の滞留水やろ材に細菌が繁殖することがあります。しばらく水を流してから使用するようにしましょう。



朝一番のお水は  
しばらく水を流してから



ワワー  
流される〜!

ううん。もっとお水を  
キレイにするために取  
り替えるんだよ!

期限切れの  
カートリッジ



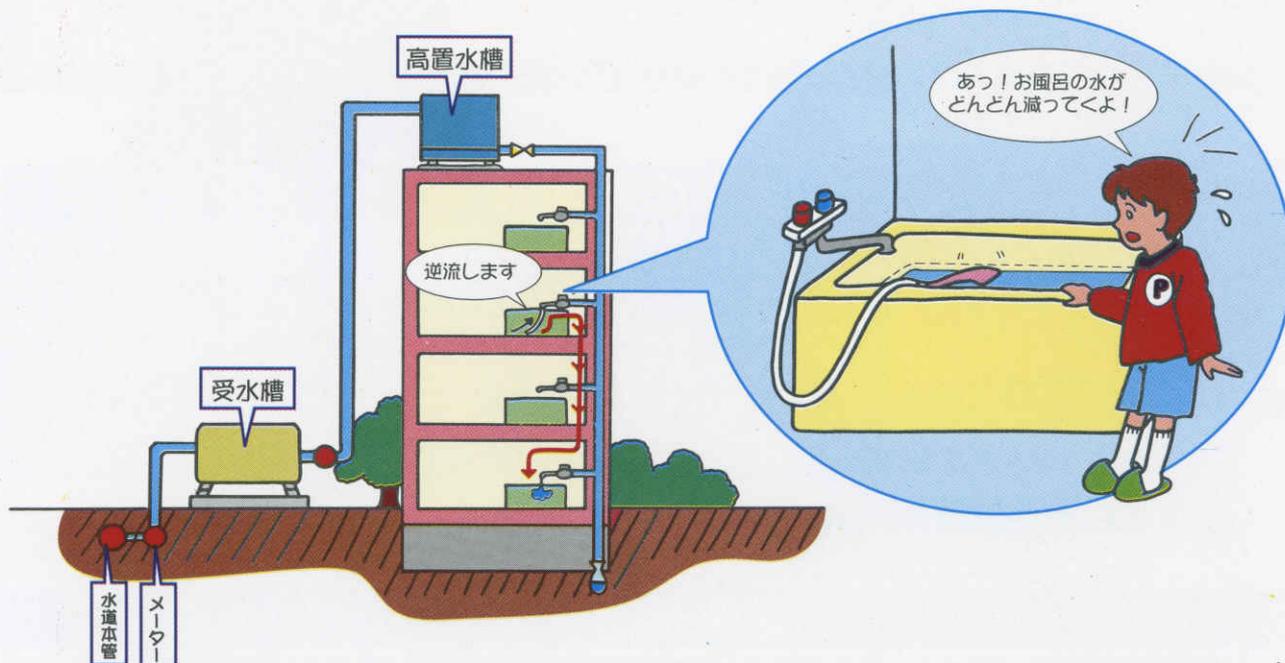
ハハ、それ  
取っちゃうの?

ろ過材カートリッジの交換時期は、取扱説明書に従って行いましょう。

カートリッジにお湯を通すと、活性炭に吸着した物質が再び溶け出します。また、高温のお湯は、中空糸膜を傷めるので注意しましょう。

## 逆流防止

蛇口に接続したホースやシャワーヘッドを浴槽やバケツの中に入れてたまただと、断水等により給水管に負圧を生じることにより、汚れた水が逆流することがありますので、注意しましょう。



## 井戸水の管理

井戸水は、水道水のように消毒をしていないため、病原菌によって汚染され食中毒を起こすことがあります。定期的に水質検査等を実施して衛生管理に努める必要があります。



井戸およびその周辺を常に清潔に保ち、汚染の防止に努めましょう。特に、家畜やペット、トイレの浄化槽の漏水等により汚染されると、食中毒等の危険があるので注意しましょう。

水を毎日コップに取り、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認しましょう。水質検査は保健所や水質検査機関で実施できるので、年に1度は検査を行いましょう。

保健所では「飲用井戸等の衛生管理指導要領」を策定して、井戸の所有者からの衛生指導・相談に応じています。井戸に異常が生じた場合は、保健所に連絡して下さい。



お問い合わせ先

いわき市保健所生活衛生課環境衛生係 ☎0246-27-8591